

2021（令和3）年度

長崎純心大学

自己点検・評価報告書

—内部質保証体制の実質化へ向けて—

2022（令和4）年12月

目 次

はじめに ——2021年度自己点検・評価の方針——	1
【点検・評価項目①】	
方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	2
1. 現状	2
2. 改善への見通し	2
【点検・評価項目②】	
<u>内部質保証システムの適切性</u> について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	6
1. 現状	6
2. 改善への見通し	6
【点検・評価項目③】	
<u>教育研究組織の適切性</u> について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	7
1. 現状	7
2. 改善への見通し	7
【点検・評価項目④】	
<u>教育課程及びその内容、方法の適切性</u> について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	9
1. 現状 (学士課程/博士前期・博士後期課程)	9
2. 改善への見通し (学士課程/博士前期・博士後期課程)	9
【点検・評価項目⑤】	
<u>学生の受け入れの適切性</u> について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	11
1. 現状 (学士課程/博士前期・博士後期課程)	11
2. 改善への見通し (学士課程/博士前期・博士後期課程)	11
【点検・評価項目⑥】	
<u>教員組織の適切性</u> について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	13
1. 現状	13
2. 改善への見通し	13
【点検・評価項目⑦】	
<u>学生支援の適切性</u> について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	14
1. 現状	14
2. 改善への見通し	14
【点検・評価項目⑧】	
<u>教育研究等環境の適切性</u> について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	16
1. 現状	16
2. 改善への見通し	16

【点検・評価項目⑨】

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。…………… 18

1. 現状
2. 改善への見通し

【点検・評価項目⑩】

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。…………… 21

1. 現状
2. 改善への見通し

おわりに ——今後の大学改善へ向けて——…………… 22

はじめに —2021 年度自己点検・評価の方針—

学校教育法第 109 条第 1 項に基づき、ここに、2021 年度における長崎純心大学の状況について自ら点検及び評価を行った結果を報告する。

同法施行規則の第 166 条は、大学が自己点検・評価を行うにあたっては「同項の趣旨に即し適切な項目を設定する」ことを求めている。これについて本学においては、7 年に一度のサイクルで行われる認証評価（第三者評価）と異なり、自己点検・評価は恒常的に、理想的には毎年実施されることが望ましく、それを無理なく実行しうるためには評価項目は網羅的であるよりも、今年はいかかかの点、次年度はしかじかの点をとるように、焦点化された仕方での“その年度の”点検・評価項目を設定することが良策であろうと判断している。

本学が前年度公にした『2020 年度自己点検・報告書』は〈内部質保証の構築へ向けて〉と題され、2021 年 3 月に「長崎純心大学内部質保証に関する規程」ならびに概念図「PDCA 体制」を制定するに至った経緯が報告された。これを受け、2021 年度自己点検の方針について審議された点検評価運営委員会（2022 年 4 月 6 日開催）では、内部質保証のための規程や概念図がこのように「構築」された後、その目指すところが一年間でどの程度「実質化」されたかを点検・評価することが急務であると判断した。そこでこのたび、〈内部質保証体制の実質化へ向けて〉との表題で新たに点検・評価報告書を作成し、もって本学の有する内部質保証体制の現状と課題を明確にしようと試みた次第である。

今回、点検・評価項目の設定にあたっては、公益財団法人大学基準協会 編『大学評価ハンドブック』令和 4 年版に掲げられた合計 47 の点検・評価項目より、とりわけこのテーマ（内部質保証の実質化）に深く根差していると考えられる 10 の項目（本報告書の目次を参照）を抽出し、本学が自主的に行う自己点検・評価のための項目としてそのまま利用させていただくことにした。

大学が全国的に「淘汰」の危機に晒されていると言われる現在、内部質保証体制が構築され、実質的に機能しているかどうかということが、その大学の命運を左右する大きな問題であることは論を俟たない。本報告書により 2021 年時点における本学のありのままが記述され、「PDCA 体制」の理念に従って 2022 年、2023 年における改善へと繋がっていくことを期待したい。

【点検・評価項目①】

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

1 現状

本学において内部質保証を推進していくための体制、ならびに「PDCA サイクル」を回していく上での基本的な考え方は、2021年3月制定の「長崎純心大学 内部質保証に関する規程」に示されているところである。

本規程では、内部質保証の意味を「本学がその使命や目的を実現するため、自らが行う教育・研究及び社会的貢献並びにそれを支える組織・施設の状況等について点検評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上のための取組に努め大学に求められる社会的負託に応えるため、それらの取組が一定水準にあることを自らの責任において社会に示していくための恒常的・継続的活動」（第1条）と定義した上で、その推進を担うべき組織について、以下のように定めている。

(内部質保証の体制)

第3条 本学の内部質保証の最高責任者は学長とし、その推進の責任を負う組織は、教育研究運営委員会とする。

2 その下部組織は、IR委員会、中期目標・中期計画策定検討委員会、点検評価運営委員会、FD運営委員会、SD委員会とする。下部組織は、内部質保証を適切に行うために次の事項を実施する。

(1) IR委員会は、学修時間や教育の成果その他の教育研究に関する客観的な情報の収集及び分析を行い提供する。

(2) 中期目標・中期計画策定検討委員会は、本学の中期目標、中期計画、年度計画を策定し、その実施状況の管理、点検評価を行う。

(3) 点検評価運営委員会は、外部評価委員会及び認証評価による評価を含め、点検評価に係る基本的方針を策定し、その実施に関して自己点検評価委員会並びに研究科委員会内点検評価委員会に対して必要な指示を行うとともに、その結果を「自己点検・評価報告書」として公表する。

(4) FD運営委員会は、教育内容・教育方法等の改善を図るための組織的な研修等に係る基本的な方針を策定し、その実施に関して教育開発・FD委員会並びに研究科委員会内FD委員会に対して必要な指示を行う。

(5) SD委員会は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運用を図るため必要な知識及び技能に関して、その能力及び資質を向上させる研修等を企画し実施する。

3 教育研究運営委員会、IR委員会、中期目標・中期計画策定検討委員会、点検評価運営委員会、FD運営委員会及びSD委員会の組織運営等に関する詳細については、別に定める。

ここに内部質保証推進の責任を負う組織ならびにその下部組織として名を挙げられている諸々の組織（委員会）については全て、各々の委員となるべき教職員が学長の定める校務分掌に明示されており（cf. 『2021年度校務分掌』）、回数の違いこそあれ、どの委員会も年度内に実際に会議を催すことにより、実質的に機能した形跡が認

められる。

2021年度内にこれらの委員会の働きにより実現した、内部質保証に繋がる具体的な取り組みとしては、以下のものが特筆される。

・IR委員会では、2021年6月に、学部1年生を対象に学生の意識や活動歴、学習成果を把握するための「学修行動調査」を行った。また、同年9月に過年度の卒業生を対象に教育の成果や効果についての検証、教育改善の検討等に活用するための「卒業後アンケート」、卒業生の就職先を対象とした「卒業生に関するアンケート」を行った。さらに、2022年3月に、学部1年生から4年生を対象に学生の学修成果に関する実態を把握するための「大学生活に関する調査」を行った。

・中期目標・中期計画策定検討委員会では、2022年度からスタートさせる「第4期中期目標計画」の策定を行った（後述する【点検・評価項目⑧】を参照）。中期目標・中期計画の策定にあたってはPDCAの考え方を導入し、まず、2021年度事業報告に際し、2021年度事業計画の実施内容や効果について各学科等から挙げた見直しの声を基に検証を行った。また、2021年度で終了する第3期中期目標計画（7年間）の総括を実施するとともに、第4期中期目標計画（2022-2026年の5か年計画）の策定にあたっては、これと連動した2022年度の事業計画と同様、全員参加をモットーに各学科、各課等からの意見を出し合いながら策定を進め、また極力、数値目標を盛り込むように努力した。

・点検評価運営委員会では、2021年4月21日開催の会議において前年度（2020年度）の自己点検・評価に係る基本方針（テーマ、点検・評価項目、作成すべき報告書の構成と原稿準備責任者）を審議・決定した。そして、報告書編集の実務を担った自己点検評価委員会委員長（研究科委員会内点検評価委員会の長を兼務）により同年10月に上申された『2020年度自己点検・評価報告書』の案を承認し、本学HP上に公表した。

・2021年9月29日（水）の15時15分より17時まで、SD委員会の企画により2021年度のSD研修会がZoomにより開催された。プログラムの中心は《純心教育のビジョン・ミッションを考察する》と題された山田幸子理事長による講演であり、ここでは、純心聖母会の「純心教育推進プロジェクト」が2021年3月30日付で公表した「純心教育のビジョン」、ならびに、中等教育段階と高等教育段階のそれぞれについて明文化された「ミッション」が教職員一同に周知され、とりわけ本学高等教育の「ミッション」において4つの「柱」^(※)と表現されている項目の一つ一つについて、丁寧な解説が施された。

(※) ミッション

高等教育（短大・大学・大学院）

私たちはキリストの愛の教えに基づいて、次の4つを柱とする教育につとめます。

- (1) キリスト教的人間教育を行います。
- (2) 聖母マリアを理想とする教育を行います。
- (3) キリスト教的正義に基づいた平和教育を行います。
- (4) 豊かな人間性と高い専門的能力を備えた人間教育を行います。

・2022年3月10日（木）の10時より12時30分まで、教育開発・FD委員会の企画により、「オンライン授業の課題と改善の工夫」をテーマに掲げた2021年度FD研修会が、Zoomによるオンライン形式で実施された。

なお、教育開発・FD委員会では、学内の各部署（各学科、ならびに学内に設けられた主要な委員会・センター等）から2021年度内に「教育改善」を期して取り組んだこととして報告のあった事項をとりまとめ、「FD Newsletter 第10号」として大学HP上に公開した。

・外部評価委員会については、本学の入学者受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に対する取組の適切性について、外部評価委員である株式会社社長崎新聞社 取締役労務・印刷・関連会社担当兼経営企画室長の佐藤烈氏

と社会福祉法人 南高愛隣会 理事長の田島光浩氏からご意見をいただき今後の学校運営に役立てていくこととした。

なお、本学における内部質保証システムの要に位置する教育研究運営委員会については、前期及び後期の会議予定表に基づき毎月、定期的に会議を催し、2021 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策の中での授業方法や 2022 年度からスタートする第 4 期中期目標・中期計画等について審議が行われた。

課題としては、まず、「長崎純心大学 内部質保証に関する規程」に従うかぎり、本学では「PDCA サイクル」を「全学レベル」、「学部・研究科、事務職員部等レベル」、「各学科・委員会、事務職員課等レベル」の 3 つのレベルで機能させ、「改善に向けた点検・評価を必ず年度内に行う」ようになっている（第 4 条第 1 項・第 2 項）ものの、実際にそれぞれのレベルで「改善に向けた点検・評価」が年度内に実施されたのかどうかを確認する手続きは確立していないということが挙げられる。

第二に、2021 年度現在、大学 HP 等に「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」、「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」ほか各種方針が掲げられている（上記 3 ポリシーに加え、「社会貢献方針」、「国際交流方針」及び「学生支援に関する方針」の 3 つが成文化されている）ものの、「自己点検・評価」や「FD/SD」に関しては、「方針」として明文化されたものは定められていないことが挙げられる。

第三に、各年度において全学レベルでの自己点検・評価が実施され、作成した報告書を大学 HP 上に公表しているものの、前年度における点検・評価の結果「改善を要する」と報告書において指摘された事柄が、次年度の教育研究運営委員会等、内部質保証の推進に責任をもつ組織で取り沙汰されることはなく、自己点検・評価の営みと「改善」を現実のものにしていく営みとが有機的に繋がっていないことも問題である。例えば、『2020 年度 自己点検・評価報告書』において、現存する学内諸規程・諸規則の類を総合的に点検し、不整合が見つければ正していくこと（とりわけ、教育研究運営委員会をはじめ、内部質保証に重要な役を演じるものとして「内部質保証に関する規程」に言及された諸々の組織の運営に係る規程を優先的に見直すこと）が課題として指摘され、「2021 年度中に、主な規程の見直し改正を実施し体制整備を実施する見込み」であると述べているが遅れていることが挙げられる。

2 改善への見通し

本学における内部質保証システムは、始動したばかりと言える。

その中においても、PDCA の考え方を導入し、全員参加で第 4 期中期目標計画の策定に努力した。

このことは、実際に推進するにあたって計画が押し付けられたものではなく、本学

教職員自ら策定に参加することで、実施、点検評価、改善のプロセスが、当事者意識を持つことで自分のこととして受け止められ、PDCAの機能が組織内に定着していくことを狙いとしている。

また、実績が把握、検証しやすい数値目標を入れることで、年度での数値を追いかけやすく、誰でもわかりやすく客観的な検証材料となるものとする。

第4期中期目標計画は、「8割以上の学生がこの大学の教育及び学生生活に満足していると言われる大学にする。」という一つの大きな目標を「戦略目標」として掲げている。

この戦略目標は、純心中学校・純心女子高等学校、純心幼稚園も同じく共通の戦略目標を掲げ学園全体として同じ目標に向かうこととした。このことは、それぞれの組織において、部門ごとに分断しがちな意識、考え方を揃え同じ方向へ向かう大きな推進力を生むことを狙いとしている。

この第4期中期目標計画を推進していくことを一つの機会として、内部質保証が本学に定着していくことを推進していきたい。

【点検・評価項目②】

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

1 現状

本学の内部質保証システムについて明文化した「長崎純心大学 内部質保証に関する規程」は、2021年3月に制定されたばかりであり、この規程そのものが適切であるかどうかの検討は、本稿執筆の時点（2022年10月）までの間、まだ一度も行われていない。

また、学内諸規程を網羅しているはずの大学スタッフサイトを点検したところ、「長崎純心大学 内部質保証に関する規程」は制定後1年以上経過した今なお未掲載の状態が続いていることが判明したため、早急に掲載されたい。

その中においても、前述のとおりPDCAの考え方を導入し2021年度の事業計画において各学科等からの計画を取りまとめ、2021年度事業報告においてはその計画の実績効果を検証した。また、2021年度で終了する第3期中期目標計画の7年間総括を実施し、第4期中期目標計画を策定するなど努力した。

2 改善への見通し

「1 現状」でも述べたように、「長崎純心大学 内部質保証に関する規程」は2021年3月に制定されたばかりであり、この規程そのものが適切であるかどうかの検討は、運営していきながら改善すべき部分については修正していくこととしたい。

本学における内部質保証システムは、始動したばかりと言える。PDCAサイクルを適切に機能させることにより説明し証明していく内部質保証は、教育、学習等の質保証に加え、施設設備、財務、経営といった多方面に関係していくものであると考える。

内部質保証は、今後の大学運営において非常に大切であり、本学にとっても重点取組事項であるものとする。2021年度は、本学においてまず一步を踏み出したと考える。今後、全教職員で引き続き取り組んでいく必要があると認識しており重要推進項目として取り組んでいきたい。

【点検・評価項目③】

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

1 現状

2017年に学科を改組し、2018年度より1学部3学科（文化コミュニケーション学科・地域包括支援学科・こども教育保育学科）・1研究科（人間文化研究科人間文化専攻）の体制で教育研究が営まれている。2018（平成30）年度の自己点検・評価に際しては《学科再編後の一年を振り返る ―新体制は所期の効果を保証する方向へ向けて歩みつつあるか―》とテーマを掲げ、下記の諸点（計9項目）についての点検・評価を行い、報告書を作成・公表した。

〔理念・目的〕

◎学部ならびに学科ごとに、教育研究上の目的が新体制にふさわしい仕方で設定されているか。また、設定された目的は適切に明示され、教職員及び学生に周知され、社会に公表されているか。

◎研究科における教育研究上の目的は、新体制における大学の理念・目的との関連において適切に設定され、明示・周知され、公表されているか。

〔教育課程・学習成果〕

◎「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」が適切に、かつ新体制にふさわしい仕方で設定され、教職員及び学生（とりわけ2018年度入学生）に周知され、社会に公表されているか。

◎「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」が適切に、かつ新体制にふさわしい仕方で設定され、教職員及び学生（とりわけ2018年度入学生）に周知され、社会に公表されているか。

◎各学位課程（学士・博士前期・博士後期）にふさわしい授業科目が、新体制における「教育課程の編成・実施方針」に基づき、適切かつ体系的に開設されているか。

〔学生の受け入れ〕

◎2018年度学生募集に際し、新体制にふさわしい「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」が前年度（2017年度）のうちに適切に設定され、公表されたか。

◎新体制を準備して臨んだ2018年度入学者選抜の結果として、入学定員に対する入学者数比率を適正なものとすることができたか。

〔教員・教員組織〕

◎教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

〔大学運営・財務〕

◎大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

しかし、これ以降、本学における教育研究組織の適切性に関して総合的な見直し
が実施されたことはなく、「適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成
の定期的な点検・評価」（大学基準協会『大学評価ハンドブック』掲載「評価の視点(参考
資料)」より）が行われているかは疑わしいと言わざるを得ない。

IR 委員会では 2018 年度より毎年、3 月の卒業式前日に学部卒業予定の学生を対
象としたアンケートを実施して、所属学科の教育内容に対する満足度を調査してお
り、2021 年度からは、卒業生の就職先事業所ならびに卒業生本人を対象とする調査
も開始された。このような取り組みを実際の改善・向上にどうつなげていくかが課
題となっている。

2 改善への見通し

現在、ディプロマポリシーに沿った基礎科目の見直しを行っているところである。
教育研究組織も、このようなカリキュラムの改革に合わせて適切な組織へと生まれ変
わることが望まれる。

適切な教育研究組織となり、人員配置を行うことで学生に満足感を供与できる教育
を実施すると同時に、本学にとって最適な人員構成として人件費の適正化を進めてい
く必要があるものと認識している。

カリキュラム改革の進捗に合わせて、教育研究組織の改善も進めていく方針である。

【点検・評価項目④】

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

1 現状

(1) 学士課程

教育課程及びその内容、方法の適切性を検証するため、学部長を中心に、ディプロマポリシーに添った基礎科目の見直しを行っている。また各学科においては、学科長を中心に学科内において3つのポリシーを見据えた基幹科目の適切性の検証を、カリキュラムマップ・カリキュラムツリーの再確認と合わせて行っている。

また、教育開発・FD委員会よりFD運営委員会に提出された「学部における初年次教育の改革に関する提言」（2021年10月20日FD運営委員会報告資料）を叩き台として、教育研究運営委員会において初年次カリキュラムの見直しが審議され、特に基礎科目におけるカリキュラムの体系性を明確にするための区分、及び学科の卒業要件単位数の見直しをめぐって検討が行われている。

(2) 博士前期課程・博士後期課程

2019年までは評価委員会（研究科委員会内小委員会の一として設置する点検・評価委員会をいう。）と合同開催で、事案が発生した場合にのみ単発的に行われていたFD委員会（研究科委員会内小委員会の一として設置するFD委員会をいう。）を、2020年からは評価委員会とは切り離して単独開催で、毎年3回、会議を開催している（cf. FD委員会議事録資料 2020年度：第1回6月17日、第2回10月7日、第3回11月4日の計3回、2021年度：第1回6月16日、第2回11月10日、第3回11月25日メール会議の計3回）。

2020年度は、研究分野と学位の名称の適切性についての検討、修士論文の選択制の検討、基軸科目・総合科目の履修の適切性について検討を行った。そして、4研究分野で異なっていた博士前期課程の履修要件単位数を人間文化研究科として統一すること、基礎的な統合科目の履修要件単位数を減らし、専門的な基軸科目の履修要件単位数を増やし、より専門的な学びを深められるようにする等の案を研究科委員会に諮り承認された（cf. 2020年12月2日第9回研究科委員会議事録）。

2021年度は、遠隔授業及び遠隔実習における教育方法の改善について議論されるとともに、博士後期課程のカリキュラムに関して、下記の2件の検討・改善がなされた（cf. 2021年12月1日第8回研究科委員会議事録）。

- ① 修了要件単位数の多さが議論された。そして、後期課程のカリキュラムポリシーから専門的な学びに特化集中して学べるということが重要ということから、指導教員の演習科目を3年間履修することと学位論文を書くことで修了要件単位が満たされるよう改善した。
- ② 博士後期課程は2研究分野からなっており、4研究分野からなる前期課程から後期課程に進学できる領域が限られていることが検討された。そこで、博士前期課程から後期課程へと、どの分野からでも進学できるよう、研究分野を修正変更する案を研究科委員会に諮り承認された。

以上のように、過去2年間、FD委員会では、教育課程及びその内容、方法の適切性について2020年度から毎年点検・評価を行い、その結果をもとに修正案を研究科委員会で提案しており、改善向上に向けた取り組みを行っているといえる。

2 改善への見通し

(1) 学士課程

今後の改善策としては、教育課程の定期的な点検・評価という点においては、教務委員会等のもとで、カリキュラム評価に関わる専門部会を設置するなど、組織だったカリキュラム自己点検・評価の実施が必要と思われる。

(2) 博士前期課程・博士後期課程

現在、年に3回程度行なわれているFD委員会を、今後も継続して行い、教育課程及びその内容、方法の適切性についての検討を行うこととする。

【点検・評価項目⑤】

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

1 現状

(1) 学士課程

学部における学生の受け入れに関する適切性については、各学科のアドミッション・ポリシーに基づき、入試委員長、各学科入試委員、入試広報課職員で構成する入試委員会で募集方法、試験科目、試験実施方法等について検討し、各学科の入試委員が学科会で意見を集約し、検証・点検を行い、それを踏まえた変更・改善事項を検討する、これを教育研究運営委員会で発議し審議、決定された後、教授会で報告する流れとなっている。

また、外部評価委員会規程を設置し、学生の受け入れ方針に係る取り組みの点検・評価について、学外の有識者による参画を依頼している。

しかし、現状は、入学後の学生の学修状況の調査、分析に基づく点検・評価について十分に実施できておらず、大きな課題となっている。

また、外部評価委員による意見についても、十分に検討を行う機関が整備されていない。

2021年度は、入学者選抜方針において、求められる学力の3要素について、どのような指針で評価するかを試験種別ごとに入学試験要項に明記し明確化した。また、入学者選抜方法においては、2016年度入試より実施していた地方創生特待生選抜を検証し廃止した。さらに、一般推薦選抜において、プレゼンテーションを加え、学校推薦型選抜の評価基準を統一化した。このように、入試制度について一定の検証・点検を行い改善を実施した。

(2) 博士前期課程・博士後期課程

本研究科で研究する本学学士課程卒業の優秀な人材を獲得することを目的に、研究科委員会に諮り、承認を受け (cf. 2020年2月26日第12回研究科委員会議事録)、2021年度入試から大学院博士前期課程で初めて学内選抜を実施 (2020年度7月実施) した。2022年度入試においても継続的に実施した。また、2023年度入試から博士前期課程臨床心理学分野において、B日程の時期に不合格になった学生の就職活動が困難になることや、学内選抜の導入によりA日程までである程度の入学者が確保されるなどの理由から、臨床心理学分野のみがB日程の募集を行わないことを

研究科委員会に諮り承認された（cf. 2022年2月16日第10回研究科委員会議事録）。

このように、学生募集への課題に対し、必要に応じて研究科委員会で検討や見直しを行っているが、定期的に行ってはいない。

2 改善への見通し

（1）学士課程

今後は、毎年の入試結果に基づく募集戦略や入学者選抜方針について、IR委員会と連携し、受験者や入学者への動向調査等を実施し、データ分析も取り入れ、定期的な検証・点検を実施し、改善・向上を目指す。

また、課題事項については、早急に組織の整備を進め、実施できるよう努めていく。

（2）博士前期課程・博士後期課程

2022年度から、博士前期課程学内選抜（7月実施）、博士前期課程選抜A日程（10月実施）、博士前期課程選抜B日程及び博士後期課程選抜（2月実施）の入試が終了する毎年2月中旬以降に、当該年度の入試における評価や課題検討を研究科入試委員会で行い、研究科委員会において報告することとする。

【点検・評価項目⑥】

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

1 現状

本学人文学部の学科について、2018年度より、これまでの5学科から3学科へ再編を行ったこと、また2019年度より全学科男女共学制としたことに伴い、教員人事についても、担当科目、教員数、年齢構成、人件費比率などを勘案しながら毎年適正化に向けた歩みを進めており、特に新規採用については適正化への取り組みを行っているところである。

その結果、職員を含む大学全体の人件費比率（人件費/経常収入）は、2021年度決算においては53.1%となり、これは2018年度決算の66.7%対し13.6%の改善となっている。

2 改善への見通し

人件費比率の改善は、人件費の額も減少しているが、主には全学科男女共学制にしたことによる学生数の増加に伴う教育活動収入の増加が主な要因となっている。今後の学生数推移の動向を見極めながら、さらに適正化に努力を要するところと考えているが、2022年度の入学者数が減少したことを考えれば、学生募集については、さらに強化していく必要がある。

また、2023年度文化コミュニケーション学科において、現在の6専攻を4専攻とする計画としている。また、2021年10月のFD運営委員会において「学部における初年次教育の改革に関する提言」が報告されるなどカリキュラムの見直しについても検討中の段階にある。

今後の学生数の推移の動向、魅力ある大学を維持するために必要な教員の確保の両方を見据えながら、教員組織の適正化に努力していくこととしている。

【点検・評価項目⑦】

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

1 現状

〔休・退・復学者の現状把握と対処の適切性〕

学部・研究科において、対象学生には学籍異動の手続きの前にアドバイザー（教員）との面談を必須としている。休学・退学に至る原因（復学は休学事由の解消）を把握し、学生の意思を丹念に聞き尊重すると同時に学びの継続の可能性を学生と共に考える。学費納入、奨学金受給、就職活動等の観点から職員はアドバイスする。結果的に学籍異動する場合、アドバイザーは面談記録を付け、職員は手続きに漏れないよう、チェックリストに基づき対応している。

〔特別な配慮を要する学生への支援の適切性〕

学部・研究科において、修学上特別の配慮を必要とする学生からの申請は、一括して特別の配慮を必要とする学生支援チーム（以下、単に「チーム」という。）で受け付けている。複数の教職員による面談を経て、必要な配慮について合意形成を行い、配慮内容を決定している。決定した配慮内容は、教授会で報告され、非常勤講師を含む授業担当者全員に文書で通知する。

申請から配慮決定までの過程は、チームで何時でも共有できる環境を整備している。

配慮開始後は半期ごとにすべての当該学生と面談を実施し、配慮内容の継続・変更について意見を聴取し、その後につなげている。

〔進路選択に関わる指導・ガイダンスの適切性〕

学部において、半期ごとのオリエンテーションで学年別のキャリア形成及び就職活動のガイダンスを実施している。ガイダンスは、本学教職員によるものと学部講師によるもので構成され、基本的な就職活動の心構えや業界説明に加え、最新の就職環境の動向など幅広い内容を提供している。一方、進路選択に際し、不安や迷いをもつ学生対象の個別面談を実施している。常駐するキャリアカウンセラーが個別性をもったより具体的な支援を予約制で実施している。

研究科において、キャリア形成及び就職活動の支援は、主に指導教員が担っている。個別面談は学部と同様に実施している。

2 改善への見通し

〔休・退・復学者の現状把握と対処の適切性〕

経年変化（2019年度～2021年度）で見るかぎり、近年の学籍異動（休学、退学）で大きな増加はない。しかし、1年次の休・退学の理由が進路再考の場合、入学前の学科選択や専門領域の理解に問題があった可能性もある。オープンキャンパスを含む広報活動で学問の詳細な情報提供に努めるほか、高大連携のあり方をより積極的な展開が必要と思われる。

〔特別な配慮を要する学生への支援の適切性〕

チームは定期的な会議を開き、申請・継続・変更の状況を踏まえ協議している。対象学生は全学科で増加傾向にあること、可能な限り早期に配慮を開始することへの対応としてチーム人事の再考を進めている。入学後のスムーズな学習のため、申請受付と面談実施の早期実施に向けた環境整備を進めている。具体的には、本学の取り組みを入学予定者へアナウンスすることや高等学校への説明実施である。

〔進路選択に関わる指導・ガイダンスの適切性〕

団体で実施するガイダンスは適切な時期に行われている。インターネットを介した就職活動と採用が急速に進む中、不安や迷いをもつ学生も増加傾向にある。個別相談に応じる教職員のさらなるレベルアップと対応の即時性が求められている。また、教学分野と学生生活分野との連携についての改善の余地がある。

【点検・評価項目⑧】

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

1 現状

第4期中期目標・中期計画には、教育研究等環境の充実に係る目標として、

- ・教育設備（建物、設備）の計画的更新・維持管理・ICT環境の計画的整備
- ・学術情報、各学問分野の専門図書の収集と充実
- ・特色ある蔵書の再構築と図書資料の配架環境の改善
- ・科学研究費補助金の獲得を目指す

等が掲げられ、各目標に対応して、2022年度から2026年度までの年次行動計画が記述されている。特に施設課の掲げる「ネットワークの再構築の実施／インターネット接続環境の整備」（2022年度）や図書館による「機関リポジトリのコンテンツ充実」、科研費獲得を教員に促すインセンティブとして実施される「研究費の傾斜配分」等の計画には具体性があり、現実的な効果が期待される。

しかし、同じ中期目標計画の中で「管理運営」の部分を見ると、中期目標として「大学内の環境改善」、中期計画として「学生の教育環境、生活環境の改善に努力する／教職員の仕事環境の改善に努力する」、年次行動計画としては2022～2026年のどの年度の欄にも「現状を把握し、毎年度2つ以上環境改善を実現していく」と、漠然とした言葉が並んでいる。具体的に実効性のあるものにするためには、年次計画の実施状況や点検評価をしていく中においてPDCAを推進しながら見直しをしていくことが望まれる。

また、大学基準協会が大学評価に係る視点の一つとして明示を求めている「教育研究等環境に関する方針」は、過去の会議資料（2016年6月15日開催の教育研究運営委員会配布資料）に認められるのみで、公表はなされておらず、その後見直しがなされた形跡はないようである。

2 改善への見通し

第4次中期目標計画が着実に実行に移され、その後も定期的に教育・研究環境面での点検評価とその結果に基づく改善がなされるためにも、管理運営のレベルで教育研究等環境整備のための「方針」が再び検討され、公示されるべきである。

また、財政面で制約はあるにせよ、IR 委員会と連携し、学生へのアンケート調査からキャンパス内の環境に関して挙げた声などを参考にするこも、80%以上の学生の満足が得られる大学にするという戦略目標（後述の「点検・評価項目⑩」を参照）との関係で重要であろう。

【点検・評価項目⑨】

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

1 現状

社会連携・社会貢献については、生涯学習センターを含む「地域連携センター」を中心に業務に当たってきた。地域連携センターの業務としては、「2021年度長崎純心大学校務分掌」の「センターの審議事項」に示すとおりである（cf.根拠資料①）。

また、長崎県で組織する「地域と大学等の連携」をはじめ、包括連携協定、産官学連携については総務課、出張講義については学事課など、各部署で対応している。

2021年度は、数年来の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、公開講座やセミナーの実施などやむを得ず中止としたものもあったが、オンラインによる講座等を開催することもできた（cf. 根拠資料②）。

学生の団体「Green Pieces」の編集による「長崎から語り継ぐ平和への道」の制作は、5作目となり、毎年平和を継承する活動は進んでいる。

適切性について、定期的に点検・評価を行っているとは言い難い現状であるが、本学の示す「長崎純心大学 社会貢献方針」（cf. 根拠資料③）を踏まえて実施しているといえる。

≪根拠資料①≫

『2021年度長崎純心大学校務分掌』p.12「センター」の審議事項より抜粋

名称	審議事項
地域連携センター *生涯学習センター	① 学長が設置する地域連携に関する実務協議会に関すること。 ② 自治体及び企業等との連携、事業の企画・立案、推進に関すること。 ③ センター主催の生涯学習講座の計画・実施に関すること。 ④ センター主催の学びの直し事業の計画・実施に関すること。 ⑤ センター主催のメンタル・ヘルス事業の計画・実施に関すること。 ⑥ 各学科主催の生涯学習講座・学び直し事業の実施に関すること。 ⑦ 地域との連携推進に関わる情報収集・連絡調整に関すること。 ⑧ 地域連連携等の活動に関すること。 ⑨ 生涯学習活動に関すること。 ⑩ その他生涯学習及び地域連携に関すること。

※ 地域連携センターの活動については、検討を続ける。

《根拠資料②》

2021年度ながさき県民大学連携講座実施一覧

講座名称	開催日	場所	参加人数
長崎学講座	9/10～11/13(全 回) 10:00～11:30	江角記念館	
キリシタン文化研究会	6/19 13:30～15:00	オンライン	
英語教育公開講座	11/13 13:00～15:00	オンライン	36人
児童教育支援センター公開講座	第1回 6/12 13:30～16:00 第2回 11/13 10:00～12:30	S205 教室	31人 58人
日本語能力試験講座	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	—	—
TOEIC セミナー	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	—	—
純心カレッジ三ツ山塾	開催なし	—	—
博物館講座	開催なし	—	—
心理教育相談センター講演会	開催なし	—	—

《根拠資料②》

長崎純心大学 社会貢献方針

長崎純心大学 社会貢献方針

カトリシズムを建学の精神とする長崎純心大学は、「知恵のみちを歩み 人と世界に奉仕する」を教育理念としている。知恵はそれを身につけた者だけを豊かにする自己中心的なものではない知恵を身につけた者は、必然的に他者にその実りを押し広げることを目指す。知恵のみちを歩むことと、人と世界に奉仕することは、不即不離の関係にある。

長崎純心大学が社会貢献を大学の使命として捉えるのは、「知恵のみちを歩み 人と世界に奉仕する」を教育理念とする必然的な帰結である。

少子高齢化に代表される社会構造の大きな変化の中で、長崎純心大学は、長崎市に位置する大学としての地理的・歴史的特性を踏まえながら、以下に示す具体的な方針に基づいて、社会貢献を実施する。

- 1 長崎学の研究など、各教員の真理の探究を目指す研究を通して社会に貢献する。
- 2 知的・道徳的・応用的能力を備えた学生を養成することを通して社会に貢献する。
- 3 学生が地域課題の解決を目指して、主体的に学ぶことを可能にすることを通して、社会に貢献する。
- 4 平和の証を受け継ぎ、地域とともに未来を見据え、平和の継承に貢献する。
- 5 長崎県・長崎市等の地方自治体、地域の企業、団体、学校、NPO等と連携・協力し、地域社会を活性化するための事業を展開することを通して社会に貢献する。

- 6 地域社会の様々な学習ニーズに応えるために、高齢者を含む地域住民を対象とした生涯学習事業を展開することを通して社会に貢献する。
- 7 学科の特性の生かし、地域住民を対象としたメンタルヘルス、福祉的援助、子育て支援等の事業を展開することを通して社会に貢献する。
- 8 博物館、図書館等の大学施設を地域住民に開放し、公開講座を開催することを通して社会に貢献する。

(cf. 大学公式 Web サイト内「各種方針」

<https://www.n-junshin.ac.jp/univ/profile/principle/policy/>)

2 改善への見通し

2022年度は、2021年度の検討事項であった地域連携センターにセンター長を新たに任命し、センター長を中心に定期的なセンターの運営委員会を開催するなど業務にあたっている。

公開講座やセミナー等の多くはオンラインで開催。新型コロナウイルス感染状況及び感染対策を講じることにより、開催することが可能であることが確認されたので、今後は以前に増した実施が望まれる。

各部署間で密接に情報交換を行いながら、総務課で集約し、毎年度「社会貢献方針」を見直しながら、社会状況を踏まえた地域貢献が行われているか検討していく必要がある。

【点検・評価項目⑩】

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

1 現状

2021年3月の理事会、評議員会において、2021年度事業計画について審議され、2022年5月に、事業計画に対しての実績を報告し改善へと繋げるようにしている。

また、2022年度の事業計画は、2022年度からスタートさせる第4期中期目標計画の2022年度の事業計画にリンクしていくように工夫している。

2022年度からスタートさせる「第4期中期目標計画」は、教職員の各学科、研究科、各課などの部署で検討し具体的な数値目標を設定し策定した。

第4期中期目標計画では1年間のPDCAを実践し、翌年5月の理事会・評議員会で実績、点検評価、改善などが総括され次年度へ繋げる計画である。最終的には5年間で「8割の学生に、大学の教育、生活に満足したと言われる大学にする」という戦略目標を達成し、大学経営を安定化させ、大学の経常収支差額1億4千5百万円の達成に向けて努力することとしている。

また、教育研究運営委員会において、2021年10月に「学修時間及び学修行動の分析結果を用いた教育活動の見直しについて」が、2022年2月「GPAと変動係数の分析結果」が報告されるなど、IR活動による分析結果を大学運営に反映させようと努力しているところである。

2 改善への見通し

第4期中期目標計画は、2022年度のSD研修会のテーマとして取り上げ周知を図り、年次計画のPDCAを定着化させ、年度毎に実績、点検評価し次年度への改善へと繋げていく計画である。また、さらに5年後には、第4期中期目標計画を総括する点検評価し、次の第5期中期目標計画へと繋げる計画である。

おわりに ー今後の大学改善へ向けてー

2021年度は、学校法人 純心女子学園のPDCAサイクルを用いた第3期中長期目標・中期計画の最終年度であった。法人の監事による監査報告書においては、その実施状況は新型コロナウイルス感染症の影響により実施困難となった事項を除き、おおむね良好であったと認められたが、第4期の目標・計画を立てるためには、厳しく真摯な自己点検・評価が欠かせないことは言うまでのない。大学の自己点検・評価委員会は、「内部質保証体制の実質化に向けて」をテーマとして、2021年3月に制定された「長崎純心大学 内部質保証に関する規程」に基づき、10の点検・評価項目を挙げ、その現状と課題を明確にすることを目指して点検・評価を実施し、この報告書にまとめた。

先ず挙げておきたいのは、2018年度より改組した3学科の名称が、学科の理念・目的、3つのポリシーを十分に表現できているかについての検証が行われたことである。これは年度を超えての継続審議となっている。

項目4に挙げる教育課程及びその内容、方法の適切性については学部長を中心にディプロマポリシーに沿った基礎科目の見直し、学科長を中心に3つのポリシーを見据えた基幹科目の適切性の検証を行い、これも年度を超えて検討していく重要な課題であると認識されている。項目5の学生の受け入れについては、試験種目別に評価項目を明確化し入試要項に明示された。2016年度より実施してきた地方創生特待生制度を見直してこれを廃止し、早坂入学時給付奨学金及び早坂成績優秀者奨学金の制度に切り替えることが決定された。この制度の結果については、今後、IR委員会によるデータ分析を取り入れ、注意深く点検・評価を行っていくこととされている。

項目6の教員人事については毎年適正化に向けた歩みが進められているが、特に新規採用に際しては年齢構成が勘案され、2021年度の人件費比率が2018年度決算の66.7%より13.6%減じ改善しているが、今後も適正化を図っていく必要があるとしている。

項目7の学生支援については、特別の配慮を必要とする学生支援チームの努力により適切な支援体制が実施されていると評価されている。しかし、配慮が必要な学生は確実に増えており、担当人員の配置等の検討が求められている。

大学院においては、前年度の点検評価の結果を受け、博士前期、後期課程の履修の適切性について検証された。また、2021年度は新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態にあって進められたが、遠隔授業及び遠隔実習における教育方法の改善についても議論し、その結果をもとに改善向上に向けた取り組みが行われている。

本報告書は、内部質保証が教育、学習等の質保証に加え、施設設備、財務、経営といった多方面に関係し、今後の大学運営において重点取組事項であることを改めて認識させ、かつ改善に真剣に取り組んでいる現状であることも明らかにしている。

「内部質保証に関する規程」は2021年3月に制定されたばかりであるので、その適切性については、指摘されている通り、今後の推進項目として検討していきたい。